



2018年4月17日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社海外子会社に対する仲裁の申立てに関するお知らせ

当社海外子会社の東芝キャリア空調(中国)有限公司(以下、TCAC)に対して、仲裁の申立てがなされた旨、本日把握したことから、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. TCACが仲裁申立てを受けた日

2018年4月3日(中華人民共和国 現地時間)

2. 仲裁申立ての概要および経緯

申立人は、TCACから雇用されなかったことを不服として、TCACとの雇用関係の有無の確認及び雇用関係が有ると認められた場合に受け取ることができたとされる給与等に相当する額を賠償金等として請求する旨を主張し、杭州市経済技術開発区労働人事紛争仲裁委員会に対し、仲裁の申立てを2018年2月10日付で行いました。その後、TCACは、2018年4月3日に当該仲裁委員会から仲裁廷の開廷通知書を受理するに至りました。

3. 申立人の概要

(1) 名称: 個人

(2) 所在地: 中華人民共和国 陝西省

4. 仲裁の内容

申立人は、TCACとの雇用関係の有無の確認を求め、雇用関係が有ると認められた場合に申立人が受け取ることができたとされる給与(154中国元(約2,600円))及び社会保険費用をTCACに対して請求しています。

5. 当社子会社の概要

東芝キャリア空調（中国）有限公司

- (1) 所在地： Building1, No.60, 21st Avenue, and Floor 2, Building 3, No.235, 23rd Avenue, Baiyang Street, Hangzhou Economic and Technological Development Area, Zhejiang Province, the People's Republic of China
- (2) 代表者： 山下哲司（総経理）
- (3) 資本金： 360 百万中国元（約 6,091 百万円）
- (4) 事業内容： 業務用空調機器の製造

6. 今後の見通し

仲裁の申立内容を精査した上で、適切に対応して参ります。なお、本件申立ての当社の業績に与える影響は軽微であると見込まれます。

以 上